

平成 26 年 4 月 15 日

特定非営利法人 ひょうご消費者ネット  
理事長 山崎省吾 殿

## 申入書に対する回答

平成 26 年 3 月 10 日付け、貴団体からの申入書を頂き、本日回答を致しますので、宜しくお願い致します。

### 記

- 1 クーリング・オフの告知条項の改善申入れについて  
(回答) 弊社契約書のクーリング・オフのお知らせの中の「②既に配達された新聞の引き取りに要する費用の支払い義務はありません。」の一文に、新聞代も含まれていると考えます。しかし、今後については新聞代費用の負担がない旨を入れるよう検討して参ります。
- 2 中途解約時の清算条項の改善の申入れについて  
(回答) 今後、日割り計算については、1か月の購読料÷日数×購読した日数で対応する考えで指導して参ります。
- 3 このほかの改善要望について
  - (1) クーリング・オフ妨害の場合の記載について
  - (2) 契約解除と損害金請求について  
(回答) 上記(1)、(2)に関しては暫時検討して参ります。
  - (3) 販売店による誤った契約書の交付について  
(回答) 「神戸新聞」の契約書を使用する方向で進めて参ります。
  - (4) 記入漏れのない購読契約書を交付する件について  
(回答) 記入漏れのないように指導して参ります。
  - (5) 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について  
(回答) ガイドラインに沿って指導して参ります。

以上

〒 556-8660 大阪市浪速区湊町 2丁目1番57号

産経新聞大阪本社 販売局

販売第二部 部長 樋口 徹

CSS 部長 宮田康久